

京都市告示第121号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に開館します。

令和2年5月18日

京都市長 門川大作

臨時に開館する日 令和2年5月18日（月）

（歴史資料館）